

長崎福建幫とその活動について

黒木 國泰

Nagasaki Huchien Pang Association and Its Activities

Kuniyasu KUROKI

1. はじめに

開港後の長崎華僑社会の中で、福建幫は最も大きな地位を占めており、福建幫のなかでも、福清県出身者が最も多数であった¹⁾。長崎在住の福建省出身の華僑は、貿易商の閩南幫（泉漳永幫）と中華料理店や行商などの雑業商を生業とする閩北の福州幫が、それぞれの地縁幫活動を行っていた。さらに、福建省出身者全体での福建会館による幫活動も行われていたのである。

小稿では長崎福建幫の領袖であった泰益号の保管していた資料（泰益号関係文書）をもとに、19世紀末から第二次世界大戦終結までの約半世紀間の長崎の福建幫とその活動について考察したい。同文書のなかには、八閩会館・福建会館の会計帳簿である総簿と日清簿が含まれている²⁾。すなわち、日を追って会館収支を記帳した日清簿と、日清簿を元にして、勘定項目別に分類記帳された総簿の2種類がある。これらの帳簿に記された会員の出入りや金銭の収支を読むことにより、長崎在住の福建幫の活動を、具体的に知り得るわけである。ここでの考察の素材とする帳簿は、戊子（1888年）から庚戌（1910年）までの日清簿と、総簿の丙申（1896年）から丙午（1906年）までであり、あわせて1888年から1910年までの23年間の会館の収支を中心とする。さらに、壬戌（1922年）から己卯（1939年）までの総簿を併せ見ることにより、民国11年から大戦勃発直後までの動きをつげくわえる。会館会計帳簿による長崎福建幫の静態的観察に加えて、会館会議録の『会館議事記録』と『伝単記録』によって、動態的に福建幫の活動をみていくこととする。『伝単記録』は、会議の案内や議決事項の記録を回覧によって確認し、承諾するための帳簿である。

2. 長崎福建会館の会費収入の推移と福建幫

はじめに、会館の収支グラフ（図1）をみると、日清戦争時期1894年-1895年の停頓と、むしろその翌年よりの大きな動きが伺える。というのは、1888年の火災で八閩会館が焼失したために、会館を建て直した（1896年4月着工～97年11月落成）ことによる。会館再建を機会に、福建会館と改称した。この再建には、陳發興（泰昌号行主）が中心となって働いており、のち、1900年までは、借金返済に努力している。陳發興の息子の泰益号初代行主の陳世望が、福建会館の会員となり活動を始めるのは、1901年のことである。日清戦争後の日本の台湾領有により、長崎閩南幫が台湾との

盛んな交易を展開していくなかで、会館活動も活発になっていったことが推察できる。

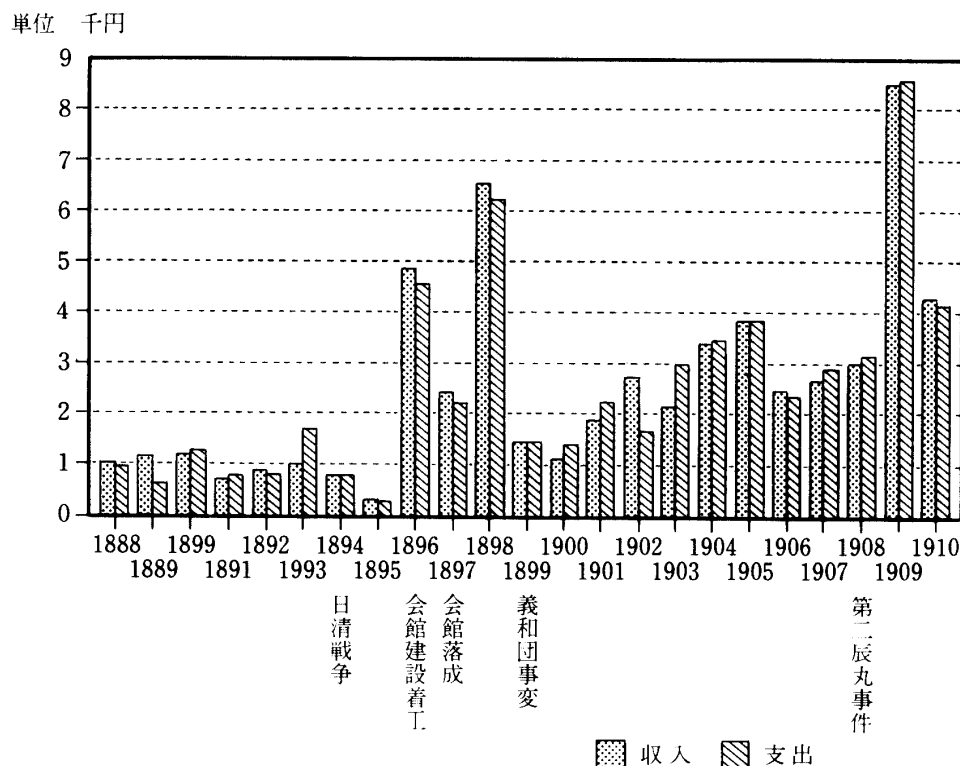


図1 福建会館収支1888年－1910年

会館収入は、正金銀行・福濟寺などからの借入金、厘金（会費）、地代、捐（義援金）からなる。その中核となるのは、会費収入である。会費には、定額会費と定率会費の2種類があり、ともに1年4期の納入である。それでは、定額の会費を支払う定額会費会員と定率の会費を支払う定率会費会員の区別が、なにによってなされていたのであろうか。たとえば民国11年（1922年）における定率会費の会員は、陳世望の泰益号、梁順来の和昌号、鄭國璽の永記号、林芝英の振利号、王憚謙の王憚記、詹敏崇の崇記号である。ほぼ同時期に作成された閩南幫の集金台帳³⁾を見ると、崇記号が福州幫であるのを除き、他の5号はすべて閩南幫であることが確認できる⁴⁾。一方、定額会費の会員は、公大、慶記、福泰、生泰、肇記、萬順、三山、瑞源、四海樓の9号であり、すべて福州幫である。定額会費の1期ごとの金額は、公大だけが10元で、他は5元である。したがって定額会費の総計は200元であり、年会費総額1,010元6角にしめる定額会費の割合は、2割弱となる。泰益号は年額240元の会費を納めており、1商号で、福州幫9号の総計よりも多額の会費を納めていたわけである。この納入会費に見合う貿易収入があったのかは不明である。

以上から、定額会費の会員は雑業商を営んでいる福州幫であり、一方、定率会費の会員は貿易商であって、そのほとんどが閩南幫であるといえる。1商号当りの会費金額をみると、総じて定率会費会員である方が、定額会費会員よりも多額の会費を納入している。会費収入のグラフ（図2）のとおり、福建会館は、閩南幫が財政的にも支えていたことがわかる。定額会費の会費収入総額の変動幅が小さいのに対して、定率会費は輸入貨物から3パーセント、輸出貨物から1パーセントの厘金を月当番に納入することとなっていた（光緒4年会規第15条）ために、貿易額に応じて増減の幅

が大きくなったわけである。1894年までは、定額会費は、5円3円2円1円の4ランクであり、(1878年の会規が3円、1円5角、5角の3ランクでの会費徴収を定めるのと異なる) 1円会費の会員がほとんどであった。日清戦争ののち、定額会費は5円3円の2ランクとなり、1円の会員はなくなる。

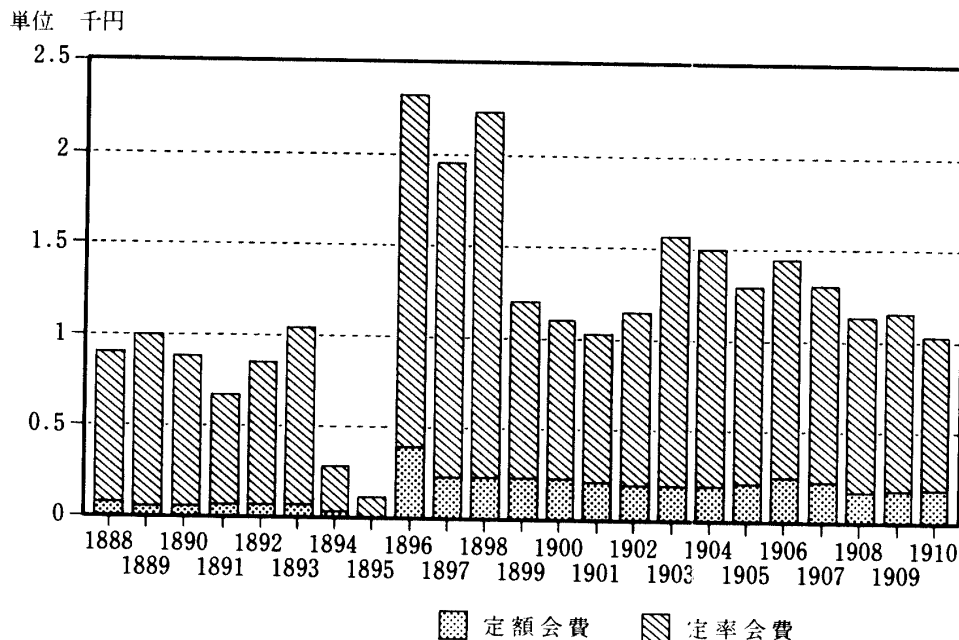


図2 福建会館会費収入1888年-1910年

はやく民国6年(1917年)9月1日に、福建会館の会議に来るものが少なくなったために、福建会館内に長崎福建聯合会を付設し、晚餐会を開くことによって親睦をふかめ、商業を振興させようとした⁵⁾。福建会館の活動に対する福建幫員の理解が薄れてきたために、宴会を中心とする親睦のための福建聯合会がつくられたわけである。

さらには、会館厘金収入が不足してきたために、『福建会所議事記録』の民国19年(1930年)8月27日には、「邇来行家既漸減少、而厘金亦漸減収」のため、「雜貨商諸君似不能拘執[福祿寿]古例」会費を5元以上にしたいとの提案がなされた。国際情勢の困難な中で、貿易商閩南幫からの厘金収入が当てにできなくなったための窮余の一策であったと思われる。

さらに時代が下り日中戦争のさなか、1938年現在の福建会館の会員はわずかに9名である。『伝単記録』によるとその内、陳世望・鄭廷堅と宋勝庸の3名が閩南幫である外は、6名が福州幫である。四海樓主人の陳平順と長崎三山公所の総代である詹敏崇のほか、陳天珍・任子明・劉徳英・黄天財が、福建会館の会員として参加している。会長は陳世望ではあるけれど、かつての閩南幫の領導していた時代の福建会館とは、明らかに異なっている。大戦中に長崎に留まって、粘り強く活動したのは、福州幫(とくに福清県人)であったわけである。

3. 福建会館の恒常的経費について

会館経費を大きく2つに分けて、毎月、あるいは毎年きまった月に支出される恒常的費目と、そ

他の項目にわけてみることにする。前者について、まず会館そのものの維持費がある。月々支出されるものに、①辛金 ②香油 ③水道代があり、これらの費目は総簿では雑費扱いである。それぞれの支出事例を以下に摘記する。なお、原文には「元」とあっても、円とおなじであるため、単位は円に統一した。

(1)、会館管理維持の経常費。

①辛金（給金） 毎月6円（1888年1月～97年12月）、毎月7円（98年1月以降） 会館会規に見える館丁の給与である。洪安なる人物が館丁を勤めており、帳簿の中の、洪手、安、安手等はすべて洪安の略記である。なお、董事などの役員は無報酬である。

②香油 毎月2円（初期は1円）。

会館のほかに、土地宮・天后宮の香油もある。1907年6月以降、毎月、媽祖宮または天后宮用として0.6円支出されている。

③水道 毎月1円。使用量とは無関係に1円。

(2)、祭祀（崇祇）について。

祭祀が会館の主要な役割・機能であったことは、出費額からも理解できる。はじめに出費額の多い、毎年3月に行われる媽祖の生誕祭の天后誕と清明節をあげる。③から後は、年のはじめから順にのせ、終わりに春秋の孔子廟祭をのせる。

①天后誕 3月23日 特記なきものは、すべて3月の支出である。

聖母華誕42.2円（1899年）、天后宮千秋36.80円（1899年）、天后宮五牲菜碗5.54円（1899年）8.46円（1900年）94.97円（1900年4月）、聖母誕 和尚誦經三晝夜19.744円（1901年）、又143.791円（1901年）、三月二十三聖母誕99.83円（1902年）、三月二十三天后誕牲礼酒菜等1単18.79円（1902年8月）、什費聖母誕五牲及汁物等101.965円（1903年）、什費送陳董事銀碗196.481円（1904年）、什費送陳董事銀碗60.9円（1904年）101.85円（1904年）。

なお1905年には、3月23日聖母誕買猪羊25.95円（1905年3月）ほかの内訳の記載があり。饅頭5円、連炮高陞香灼小灼6円、和尚誦經18円、□□一椀9.9円、四海樓弁四棹48円、五牲双一副15.85円、寿金菜碗等4.6円、一□12.4円。以上計145.7円となっている。

②清明節（西山春祭） 3月上巳日

墓を清掃し、西山すなわち悟真寺の住職に依頼して誦經ののち、宴を開くならいであった。以下、特記なきものは、すべて3月である。

西山祭清明節65.591円（1899年）、悟真寺祭墳77.29円（1899年）、和尚念經17円（1899年）、西山祭清明節75.38円（1900年）、西山祭清明節100.94円（1900年）、西山祭墓114.515円（1901年）、17.08円（1901年）、3月初2清明廟祭106.122円（1902年）、3月初7日西山祭墓119.12円（1903年）、同15.6円（1903年）、悟真寺棹40席105円（1904年2月）、3月16日西山祭漢棹等物19.38円（1904年）、悟真寺菜□誦經105円（1905年1月）、3月16日西山祭10.85円（1905年）。

③正月の祭祀について。元旦と4月の接神、15日の元宵節の行事がある。いずれも、比較的少額の支出にとどまる。

元旦敬神物2.105円（1900年1月）、元旦接財神牲醴灼香燭菜碗等5.375円（1900年1月）、元旦賀年香灼菜碗等3.22円（1900年1月）。

1902年の記録では、元旦菜碗寿金香灼炮3.78円（1902年2月）、初四五牲菜碗寿金香灼炮5.675円、

正月15日の元宵節に菜碗寿金香灼炮2.2円とある。

④ 8月15日の仲秋

八月十五菜碗等去1.77円 (1902年9月)。

⑤ 重陽節

6.15円, 6.201円 (1899年9月9日), 九月九 牲礼灼炮等去 5.88円 (1902年9月), 6.71円と4.29円 (1903年) ほか毎年見える。

⑥ 12月24日の送神と29日の謝神がある。天后聖母供物 10.476円 (1899年), 前送神祭菓等費 5.255円 (1899年), 除夕送神牲醴等 6.16円 (1899年) 十二月廿四 五牲菜棹灼炮会館送神5.42円 (1902年12月), 廿九媽祖宮做年五牲菜棹灼炮等5.42円 (1901年12月)。

⑦ 孔子廟祭 4 幫すなわち領事府と3 幫 (福建・三江・広東) の均分負担。春・秋とも同程度の祭である。

祭分廟 四派18.02円 (1900年3月), 祭聖廟派15円 (1900年8月), 祭聖廟16.94円 (1901年2月), 祭聖廟每派12.95円 (1901年10月), 秋祭分廟派17.43円 (1903年9月), 6月28日聖廟秋祭四分一派21.42円, 聖廟秋祭四分中派一分14.6円 (1904年12月), 祭聖派費24.63円 (1910年2月), 聖廟秋祭派四分派一22.89円 (1910年8月) のように春秋二季の出費がみられる。

福建会館と媽祖殿に五牲をそなえて祭るものと、そうでないものに分けるならば、聖廟春秋祭、西山春祭と三唐寺の普度(ポウル)が後者にあたる。その他は、すべて会館を祭場としている。また、帳簿の中に2月2日の土地誕, 2月19日の観音誕と5月13日の関帝誕の費目がみえないことがわかる。これら三廟の聖誕祭については、会館が祭司にかかわる義務をもたなかったとおもわれる。かつて内田直作氏は、孔子廟の祭祀が民間団体の祭日として登場したのは、中華民国以後のこととされた⁷⁾。しかし、日清簿の最も古い1888年2月に、聖廟春祭15.75円, 8月に聖廟秋祭14.999円とあり、のち毎年の記載がみえる。前代来、長崎聖堂と長崎華僑とのかかわりが深かった故であろう。

また、福建会館は閩南幫が中心的な担い手であったがために、福濟寺とのかかわりがふかく、会館の新築に際しても福濟寺から多額の借金をしている。したがってまた会館の祭祀についても、福濟寺の和尚に依頼していた。ただし、1905年10月に「崇福寺和尚奠儀30円」とあるように、閩北・福州幫の菩提寺の崇福寺にも、唱経を依頼していることが分かる。

以上のように、福建会館が、儒・仏・道三教の祭祀にかかわっていたことが理解できる。

(3) 学校補助金

明治38年(1905年)の開学と同時に補助金を出している。1910年までは年間500円, 民国期には200円の支出がみられる。

学堂 上年季合 250円 (1905年1月)

□学校特寿 250円 (1905年9月)

春季学堂 125円 (1905年12月)

学堂夏季分 125円 (1906年閏4月)

学堂閏4月分 41.67円 (1906年閏4月)

時中学校秋冬2期派 250円 (1906年12月)

学堂 125円 (1907年10月) 11月の欄に春季, 夏季各125, 12月に冬期125。

春季学堂捐 125円 (1908年3月)

夏季学堂捐 125円 (1908年 6月)

時中學校秋季費 125円 (1908年 9月)

以下、1910年12月冬期まで、毎年4季、各季125円づつ支出している。民国成立以前は、校名を「私立時中両等学堂」と称し、広東・福建・三江の3幫で運営されたといわれる。廣田助利氏は、時中學校の運営について、創立の年から4年間は、福建幫と三江幫からの寄付金500円、広東幫からの700円の合計1700円を経常費の支出に当てたという⁸⁾。広東幫の優勢をうかがわせる。ともあれ、福建幫については、1910年までは、500円の寄付金であったことを確かめたのである。

民国1～10年の史料が欠けており、民国11年(1922年)から後には、各季50円、1年で200円を時中學校に支出している。中華民国成立後は、校名に「公立」が冠されると共に、長崎華僑からの補助金が3幫(各幫200円)あわせて年間600円に減っている。1933年当時に、時中學校維持会(柳 汝祥主席委員)は、毎月60円の維持費を支出している⁹⁾。この維持会も地縁幫をこえたものである。時中學校校舎の修理も3幫で同額を支出している。

(4)、地代 毎年100円程度の支出。

1888円から1889年までは、半年ごとに49.21円ずつ、年間98.42円である。居留地解体の1899年からは、次のように変わっている。

49.21円(1899年上半年)、51.125円(1899年下半年) 地基租全年 101.703円(1900年)、房租地基租 101.703円(1901年)、房租一番地 101.703円(1902年)、房租館内五廟地租 101.703円(1903年)、…八閩地基税計六〇 90.788円(1904年2月)、又又9円(1904年2月)、地稅館内〇〇〇全年 98.42円(1905年)、五廟地基税 98.96円(1906年)、3月初1地租串索五張 98.42円(1907年11月)、五廟全年地租 98.42円(1908年)、納五廟地租 98.42円(1909年6月)、納地基税五紙 98.42円(1910年2月)。

以上から館内1番地にあった五廟の借地代金とおもわれる。

(5)、火災保險掛金 觀音亭と土地宮、仙人堂などに対する保險である。日清簿の1895年閏5月に保火險27.3円とあるのが初見。

東京保險觀音亭四番18円(1902年12月)、東京保險社係館内四番45円(1902年12月)、土地宮四番36年～37年12月29日止45円(1903年9月)、觀音亭四番36年～37年12月29日止18円(1903年9月)、保險仙人堂房屋東京保險63円(1904年11月)、広馬場四番屋保火險3千円39円(1905年11月)、觀音堂小屋一座18円(1905年11月)、仙人堂觀音亭…40.5円(1906年12月)、広馬場四番東京保火險 39円(1907年11月)、觀音亭東京保火險15円(1907年11月)、大阪保險对仙人堂屋76.5円(1909年6月)、90円(1909年11月)、会館保火險全年54円(1910年12月)。

4. 福建会館の非恒常的費目について

(1)、福建幫の困窮者への援助

①、棺材代 王潤福22円(1904年12月)、王石獅24円(1905年7月)

②、船賃 劉希旺と妻女の出船単18円 (1904年12月)

義拳捐縁对助林天官盤川10円(1908年6月)

助福州人王光第15円 (1904年3月)

後掲の「会館条規」第12条と第13条に、貧窮者のために棺木代や帰国旅費を支給する規定がみえるのに対応する。

福建会館とは別に、福建長生会をつくり、困窮者への棺材代の支給・帰国旅費の支給を行っている。長生会の運営資金は、長崎福建幫を中心に広く県外の在日華僑にも義捐金を募っている。援助の対象者は、福建幫に限らず、華僑に限らず、朝鮮人に対しても援助を行っている。

(2), 交際費

たばこ代のほか、領事・日本の役人や孫文などにたいする接待の費用がある。貿易や日本での商売を少しでも有利に展開するための努力と理解できる。

①, 領事に対する接待

請領事春酒	58.96円 (1905年1月)
按欵差到崎送席	41.27円 (1905年12月)
賀卞領事年物	28.42円 (1905年12月)

卞領事とは、時中学堂の創立を提案した第7代領事卞紘昌である。彼は、1903年6月に鄭領事の後任として着任した。

②, 日本の官僚

1902年2月28日に四海楼で日本の官僚をまねき、宴会費に78円を支出。

③, 孫文など

1906年に錢別40円を贈り、宴会に23.32円をつかい、孫文を招聘するための電報代23.33円を出している。翌1907年3月に孫文はハノイにわたっている。

(3), 三幫 (広東幫・三江幫・福建幫) の共同事業。総簿では雑費扱い。

①, 三幫公請公司行客	5.97円 (1901年1月)
②, 三幫公議茶点	4円 (1903年3月)
③, 三幫公請揚欵差派	57.35円 (1903年6月)
④, 公請日官酒席三幫各派	52.31円 (1903年12月)
⑤, 金比羅神の祭りに三幫各請捐	200円 (1904年12月)
⑥, 悟真寺修理三幫派	30円 (1905年9月)
⑦, 華僑運動会三幫分派各担	100円 (1924年5月)

ここには政治的活動・商業上の活動・祭祀にかかわる活動や運動会等のリクリエーションを載せた。その外に、次の(4)にある義捐の活動も三幫共同で行うことがあった。

(4), 義捐

母国中国における水災・火災にたいする見舞金を拠出している。福建以外の地域に対しても義援金を出している。

江西・安徽・湖北三省水災捐	50円 (1906年12月)
義拳捐縁広東水災	120円 (1908年6月)
義拳捐縁対助五省火災	150円 (1908年6月)
上海東愛医院施診捐助三百以三幫分担	100円 (1924年5月)

(5), 稲佐悟真寺墓地の管理や会館等の修理代

西山修墳(墳)地欠材390.35円 (1903年2月)

修理観音亭 7.55円 (1900年 6月)

(6), 会館の備品・消耗品

総簿の「器皿」の頃に、牙箸廿双17.78円 (1895年 2月), 辦碗二单元32.379円 (1895年12月), 棹布4.8円 (1896年 1月), 木器一単51円 (1896年 6月), 錫器一単36.6円 (1896年 9月) などがみられる。

(7), 会館での会議の茶菓代

九月十式日開会所 3円 (1899年 9月), 開会館門 3円 (1900年 4月), 開会館費 3円 (1900年 9月), 開館議現金 3円 (1904年12月), 11月12月開会所係…事両派費 6円 (1906年12月), 公開会館門費 4円 (1907年12月), 会館議事 6円 (1908年12月), 開会館門 3円 (1908年12月), 開会館門買点心 5円 (1908年12月), 開会館門点心 3円 (1909年 3月), 14日開会館 3円 (1909年 6月), 会館議事費 4円 (1910年 8月)。

「開会館費」は、会館で会議を開く際の茶菓子代であろう。1878年会館規約第4条には、公事ならざる会議での茶費として2円の支出を定めている。

(8), 会館建設費の借金返済

福濟寺, 横浜正金銀行ほかから多額の借金をしている。

以上のように、支出項目からみると、長崎福建会館の機能は、宗教的活動, 親睦的・相互扶助的活動のほか, 華僑学校への運営補助, 政治的活動があった。とりわけ, 清朝末期の時中学校の補助金は年間500円であり, 会館の支出に占める割合が格段に大きく, 経常的支出の5割を超えていた。祭祀の約3割とならんで会館活動の中心となっていたことが理解できる。長崎華僑は, 母国との往来が多く, 流動的な存在であったといわれている¹⁰⁾。けれども, 20世紀初頭において, 子弟のための学校経営に力を注いでいたことは, 日本への定住化とともに, 民族教育の必要性が生じてきたためと理解できる。

5. 2つの長崎八閩 (福建) 会館会規

はじめに光緒4年 (1878年) 8月付の¹¹⁾ 会規の概要を紹介する。原文は文頭に「議す」として箇条書になっているが, ナンバリングはない。筆者が, 便宜上付した。なお, 14条までは光緒4年以前に定められていたと推察できる。

- (1), 正副董事の選任と合議制について。
- (2), 公論による紛争解決について。
- (3), 開会の案内の方法。家長が出席できない場合の代理出席について。欠席した家長は, 決議事項に従うべし。
- (4), 公事ならざる会議については, 当事者が2円の茶菓代を支払うべし。
- (5), 同人が, 幫外の欺凌を受けた場合には, 総理 (董事) が, 衆に伝えて臨時に会議を召集する。
- (6), 借金の返済が滞った同人への協力。
- (7), 同人が犯罪を犯した場合は, 会議を開き, 送官して懲らしめる。あるいは, 原籍に追いつす。庇護できないので自愛すべし。
- (8), 会費徴収 (抽厘) について。金銀錢鈔を除き, 進口・出口, 粗・細等を問わず, すべての貨

に対して価1000円毎の厘金を、年間4季会館の月当番に支払うべし。もし、偽ること1割を越える場合には罰として英洋100円を徴収する。「水客」が自ら仲買を行う場合、同人の行内に報告させて冊に登録し、抽厘する。

また、長崎に店舗をもたぬ本幫・外幫で、同人の行に投入しているものには、すべて抽厘(会費を徴収)すべし。

- (9), 同人で、字号を改める場合、本会に洋30元を納入すべし。但し、老号の更改には不要である。
- (10), 我が幫の舗戸(商店)は、福・禄・寿の3等に分け、福は洋3円、禄は洋1円5角、寿は、洋半円を、3・6・9・12月の4季徴収する。もし納入しない場合は面倒があっても、会館は関知しない。
- (11), 厘金の出納は、2号が管理する。ひとつの号が鍵と帳簿を、ひとつが銀櫃を管理する。公金を支出するには、会員に連絡し、承諾を得なければならない。
- (12), 支出費用が厘金収入を越えるならば、本年の厘金額に照らして加派する。ただし、客号は免除される。
- (13), 我が幫の困窮者で納棺ができない者には、每名棺木1具を給するほか金5片を支給する。
- (14), 我が幫の困窮者で、帰国旅費に不足しているものには、每名洋6円を支給し、旅費の助けとする。[乙亥(1875)年12月停止][]内割注

この後に、会規を厳守することが記されたのち、光緒戊寅(4)年の重議として、以下の3条が記されている。14条までの規定が先に作られていて、その後1878年重修会規が付け加えられている体裁である。

- (15), 厘金徴収規定を、輸入貨物に3パーセント、輸出貨物には1パーセントを徴収するように改める。
- (16), 正副総理は、光緒4年からは辛俸無しとすること。館丁の辛俸は帳簿に載せること。雑費は司月が経理し、会計を行うこと。
- (17), 会館の器具の購入や修理などについて、5両以内であれば、衆議を経ずに司月の判断で行ってよらしい。

内容を簡単に整理すると

- 1) (1)~(4)条は、会館の会議に関する規定。正副董事の選任や議決方法における民主的運営が特徴である。
- 2) (5)条は、福建幫構成員が、幫外から欺凌をうけた場合には、会議を開いて共同で対処する。
- 3) (6)・(7)条は、会員の協力・懲戒に関する規定。
- 4) (8)~(12)条、(15)条は、厘金(会費)出納の規定。(8)条は貿易商の閩南幫に対する定率会費の徴収方法であり、(15)条はその改正。(10)条は福州幫の厘金徴収の方法である。
- 5) (13)・(14)条は貧窮者扶助規定である。
- 6) (16)・(17)条は、会館運営上の正副総理と館丁の給金について、司月の裁量について。

以上のように、長崎福建(八閩)会館は、同郷出身者の扶助・親睦団体としての役割が中心になっており、商業情報の収集や損失補填を組織的に行うなどの活動も、会館として実行するとは定めていない。したがって、貿易商団体としての性格が希薄であるように伺える。このことは、会館帳簿の支出内容の実態とも符合するといえる。

ようやく、半世紀余り後の民国21（1932）年に、改訂の動きがみられる。同年9月7日の会館議事記録に、会館章程ができてから多年を経ており、内容が不適當であるために、詹敏崇・宋勝庸両名に、改正案作りを依頼しているとの報告がなされている。翌22（1933）年に成った「福建会館章程」には、「本会館は、商情を連絡し、郷誼を敦睦するをもって貿易の発展を図謀（はか）るを宗旨とする」（第4条）と、貿易商による同郷会館としての目的を明確に示している。さらに具体的には、第5条に5項にまとめられている。1項に本幫団体を団結し、対外の実力を厚くする。2項に、幫中商業の改良を籌議（はか）る。3項に、幫商を連絡して一（全体）に資する。〈団結させるの意か〉4項に本幫僑商間あるいは外商間の商業上の争いを調処（調停）する。5項に、その他、会館の宗旨に合する各種事項を事業対象とすることを明らかにしている。以上、1933年会館章程は、1878年の会館会規と比較して、国内・外貿易商団体であることを明確に定めていることがわかる。日中戦争のさなか、もはや貿易がきわめて困難な中での改訂であり、苦難を打開しようとの願いが込められていると理解できる。

6. 日中戦争中の長崎福建幫への圧力

日中貿易の破綻のために、貿易を生業としていた閩南幫は窮地に陥った。そのため陳氏泰益号を中心とする閩南幫を主要構成員とする福建会館は、会員の減少（9幫→8幫→7幫と減少）と会費の減収に苦しんだ。

のみならず、長崎市から福建会館所有地の明け渡しを請求されるなどの困難に直面した。

(1) 稲佐墓地礼拝所・溜池の無期・無償借用の件

『福建会館議事記録』民国22年（1933年）10月18日の議事として、悟真寺の住職と町内の有力者2名から、悟真寺墓地前の祭壇を譲り受けて消防組家屋を建築したいとの申し出をうけたことが記される。それに対する会館の対応は、日本人（本間氏）を代理人として、福建会館と墓地・祭壇との関係を詳しく説明して、婉曲的に拒絶することとした。このことは、その後、議事記録に記載が見えない。

しかし、5年後の民国27年2月24日の『伝単記録』に、陳金鐘が、梅香崎警察署の考えを報告している。「稲佐山墓地前拝庭地皮」の借地、消防組屋之用とする。ただし、原有の台炉等の施設を移動させる費用一切は、日本側がもつという。この件は、賛成可決されている。

『伝単記録』掲載の同年（民国27年）3月22日付けの「土地借用契約證（抄録原證）」に、次のように記される。

一、物件	任子明 先生 知
長崎市稲佐町二丁目	鄭廷堅 先生 知
墓地禮拝所九拾 坪	詹敏崇 先生
墓地溜池	陳世望 先生 印
右ハ稲佐消防組第一部器具置場家屋建設	陳天珍 先生 知
ノ為メ	劉徳英 先生 知
無期無償ニテ借用候事及契約候依為後	宋勝庸 先生 知
日如件	黃天財 先生 知

昭和十三年三月二十二日

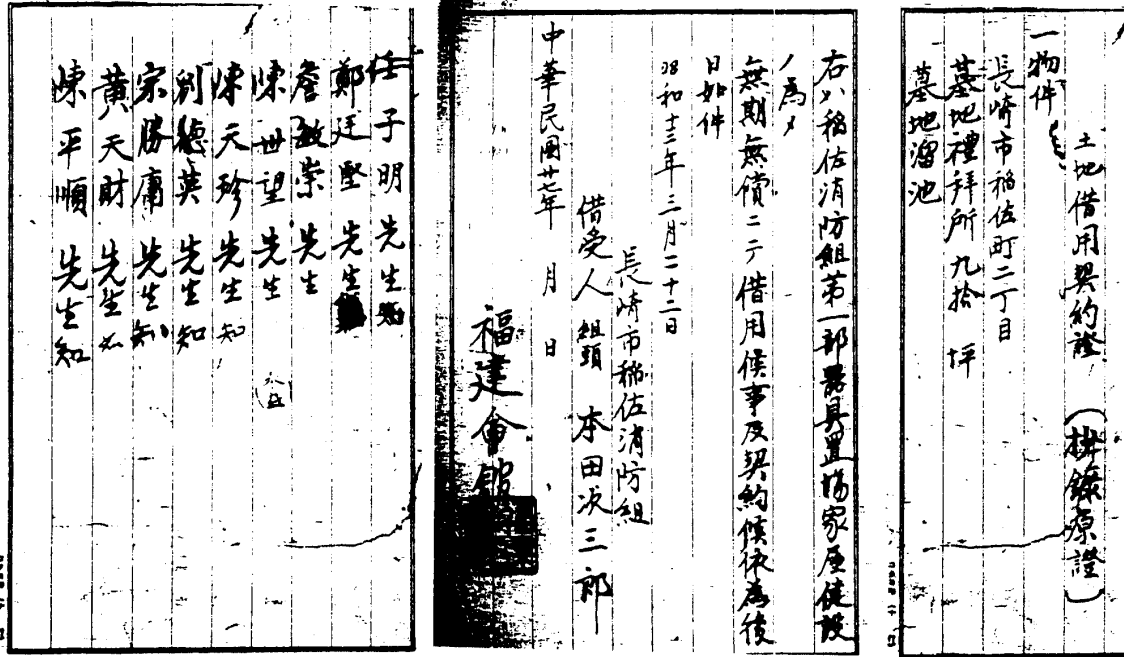
陳平順 先生 知

長崎市稲佐消防組

借受人 組頭 本田次三郎

中華民國廿七年 月 日

福建会館 印



この契約証の写しに対する同意のサインをみると、福州幫の領袖・詹敏崇は無記入である。また会館会長で閩南幫の陳世望も印を下にさげて押している。これは抵抗の意思表示と理解できないだろうか。なお、この件について、広東幫・三江幫は、福建幫とは別に契約を迫られているのか、不明である。

(2)、長崎市が三廟宇の寄付を要求

『伝单記録』民国27年（1938年）9月3日に、梅香崎警察署から福建幫所有の福德宮（土地宮）・媽祖宮・観音亭の3処を長崎市学務課に寄付し、永遠に歴史古蹟として保存し、記念したいとの申し出があった。ついでには午後3時に本会館で討議するので、参会されたしとの伝单がある。さらに9月5日の『伝单記録』には、下記のとおり記される。

敬啓者茲因承梅香崎警察署

署長磋商徵求，將我幫所有福德宮・媽祖宮・観音亭三處，寄附與市役所史蹟保存會，永遠保存，以作古蹟之紀念，而供一般觀光團之參觀，該會並定欲再重加修理，其工資諸費一切概歸保存會負擔，而将来仍然照舊准許我華人自由前往參拜，不然且欲作契約以為憑據云々，因此事業經九月三日在本會所開會當日，並承警察署主任腰塚君・伊藤君到場參議，我幫共同議決一致贊成，經將上記福德宮・媽祖宮・観音亭三處作為寄附歸於史蹟保存會保管，既蒙諸君承諾，請於台銜下簽字贊成，蓋印以拓慎重是幸端此奉佈

中華民國廿七年九月五日

福建会館 印

陳世望 先生 印

鄭廷堅 先生 印

詹敏崇 先生 印 陳平順 先生 印
 任子明 先生 印 黃天財 先生 印
 陳天珍 先生 印 宋勝庸 先生 印
 劉德英 先生 印

ここでは、①、3廟宇の市役所への寄附。②、古蹟記念とし、一般観光客に公開する。③、重修工費諸費用は一切、史蹟保存会が負担する。④、これまで通り、華人の自由参拝を許す。以下の4点について、会館会員が一致賛成で議決したことを証明するために、押印を求めている。

この調印式は、梅香崎警察署の署長室で、腰塚特高主任の立会いの上で行われている。その年12月には、長崎市議会に陳世望名での寄付の受納の議案が提出されている。市議会での質疑応答の記録のなかに、無理やりに寄付させたことを認める青木市長の発言がある¹²⁾。華僑サイドの記録とあわせ考えると、長崎市長が梅香崎警察署・特高警察を使って、福建会館に圧力をかけて、あたかも華僑からの自発的寄付を受領するかの如き形式をとって、奪い取ったことが明白である。もとより福建幫が喜んで寄付したわけではなかったもので、大戦後の1948年3月27日の福建会館の会議で、三廟宇の返還を求めるべきとの決議がなされ、あわせて世望の子の陳金鐘のほか、陳揚俊・任在培の3人が「接收」の仕事を委任されている。

7. むすびにかえて

小稿では、20世紀前半の泰益号文書の中の会館関係史料を用いて、考察を加えてきた。閩北福州幫と閩南幫の合作になる長崎福建会館は、祭祀・学校経営を中心に異民族社会の中での相互扶助的な機能をはたし、エスニック・アイデンティティを保持する中核的役割を担っていた。このことは、長崎の会館が異民族社会のなかでの会館であったためと理解できる。中国国内の地縁幫・会館と海外華僑の会館の違いを示していると思われる¹³⁾

長崎在住福建幫の構成員数上では、福州幫（とくに福清県出身者）が多数を占めていたけれど、会館会員には、指導的な立場のもののみが加入するにとどまっていた。したがって、泰益号などの富裕な閩南幫が、会館活動の指導的立場を維持していた。しかしながら、福建会館は貿易業者の団体としての機能に力点がおかれてはいなかった。このことが事実として認定できるならば、その理由を別に考察しなければならない。また、福建会館とは別に福建幫の組織として、困窮者援助のために福建長生会が設立され、その運営は、会館と同様に閩南幫がリードした。さらには福建会館への参加者が減少したために、民国6年（1917年）には、宴会によって幫中の親睦をはかるための団体として、福建聯合会が会館内に付設された。

長崎福建幫は、政治的には清国の領事を接待し、中華学校を清国の公認の学校とし、清国との友好関係を保持しながら、孫文を招いて革命運動にも関心をもっていった。日本政府に対しても、とりわけ警察には気を使っていたようである。日露戦争の戦勝パレードに参加したり、時の政治動向に対する気配りがみられる。総じて長崎福建会館は、体制順応的な姿勢をもたざるを得なかったのではなかろうか¹⁴⁾。日中戦争中の長崎福建幫に対する日本側の不当な要求からも、在日閩南幫の異民族社会・日本ででの立場が象徴的に示されていると考える。

ここでは分析の対象としなかった泰益号関係書簡のなかに、多数の福建会館宛てのものがある。

福建会館には各地の政治・商業情報が寄せられていたと推察される。民国以後の長崎福建会館の活動分析と併せて、今後の課題としたい。

註

- 1) 布目潮瀨「明治11年長崎華僑試論」『日本華僑と文化摩擦』（巖南堂書店，1983年）234ページ。
- 2) 会館帳簿の内容は，下記の論稿によって紹介されている。
 山内正博・山内美美子「八閩会館の計帳（その1）の収支一覧」（『長崎華商泰益号関係文書の研究 第2輯』1986年3月）
 山内正博・山内美美子「八閩会館の計帳（その2）の収支一覧（I）（II）（III）」（『近代日本華僑社会の系譜と展開に関する研究』1988年3月）
 黒木國泰「福建会館総簿（丙申年～庚子年）について」（『長崎華商泰益号関係文書の研究 第2輯』1986年3月）
 黒木國泰「福建会館総簿（辛丑年～丙午年）について」（『近代日本華僑社会の系譜と展開に関する研究』1987年3月）
 黒木國泰「福建会館活動試論－福建会館帳簿をもとに－」『近代台湾海峡兩岸交易に関する総合的研究』（1990年，九州国際大学）
 残念ながら，総簿・日清簿ともに，1888年から1939年までの52年間のうち1911年～21年の11年間分が欠けている。
- 3) 黒木國泰「『長崎閩南幫名簿』の紹介」（『西日本史学会宮崎支部報』1989-1993，1994年）
- 4) 詹敏崇が，福州幫でありながら貿易商として活動したことは例外的である。ただし，福州幫であっても貿易を副業とする事例はある。その場合は，貿易商としての定率会費ではなく，定額会費の会員であったことがわかる。なお詹敏崇などについて，もと時中学校教諭の林義盤先生のご教示をいただいた。記して感謝申し上げたい。
- 5) 『中華民國6年置附7年長崎福建聯合会』
- 6) 福清出身華僑の行商については，茅原圭子・森栗茂一の「福清華僑の日本での呉服行商について」『地理学報』第27号（大阪教育大学地理学教室，1989年）。九州の福清華僑については，黒田澄子「ラウンド・テーブル『九州華僑の先達を囲む会』報告」（『九州華僑・華人研究会会報』第9号，1994年）が，興味深い。
- 7) 内田直作『日本華僑社会の研究』（同文館，1949年）194ページ。
- 8) 廣田助利「長崎華僑時中学校沿革」『時中 長崎華僑 時中学校史 文化事誌』（同編纂委員会，1991年）
- 9) 市川信愛『華僑社会経済論序説』（九州大学出版会，1987年）181～184ページを参照。
 増田史郎亮（「長崎華僑時中学校沿革史」『華僑学校教育の国際的比較研究』（上）宮崎大学，1988年）は，「3会所よりの時中校固定経常費援助」をいう。
- 10) 布目潮瀨「明治11年長崎華僑試論」『日本華僑と文化摩擦』（巖南堂書店，1983年）210ページ。
- 11) 会館総簿の前言として，光緒14年（1888年）1月11日夜に会館が火災にあったために新たに帳簿を立てることが記されたのち，規条列左として本会規が記載されている。末尾に，「以上條規承 光緒戊寅年秋八月 拳立董事蕭敬輝」とある。したがって，現存資料は，会規作成年から10年後に記録されたものである。
- 12) 廣田助利前掲論文に，9月7日付けの新聞記事と市議会で議事記録の日本サイドの史料が引用されて，詳しく記されている。青木市長の発言は，「相当寄付シテ貰フニツイテハ難色ガアッタノデアリマスガ」などの自己の功績を誇示するかの如きものである。
- 13) 例えば，何炳棣『中国会館史論』（1966年台湾学生書局，112ページ）によると，重慶の会館には，湖広・江西・江南・浙江・福建・広東・山西・陝西の八省の会館があり，6項目の「地方事業」を行っている

いう。すなわち，1，保甲，消防などの警衛事項。2，慈善救済事項。3，公共施設の修理などの公用事項。4，商務事項。5，会費などの徴収事項。6，養蚕試験などの生産事項に整理されている。

- 14) 松本武彦「辛亥革命と九州の華僑」(『大分県立芸術短期大学・研究紀要』第27巻，1989年)は，長崎が地理的に中国に近かったために，中国本土からの政治的影響を受けやすかったとし，中国から遠い横浜の華僑と，その中間に位置する神戸華僑とを比べて興味深い問題提起をしている。

付記

小稿は，平成4・5年度文部省科学研究費国際学術研究(04044157 代表市川信愛教授)の成果の1部である。市川信愛先生をはじめ，国内外の多くの先生にご教導頂いたことを記して感謝申し上げます。なお，3・4章は「長崎福建会館活動試論－福建会館帳簿をもとに－」(『近代台湾海峡兩岸交易に関する総合的研究』1990年，九州国際大学)を加筆・修正したものである。

〔1993年12月10日受〕